

**令和7年度建設工事等に係る
指名停止措置状況一覧**
(破産宣告・金融機関取引停止等による資格停止を除く)

No.	業者名	所在地	期間	理由
6	大日コンサルタント(株) 神戸事務所	兵庫県神戸市中央区浜辺通4-1-23	令和8年1月7日から令和8年3月6日まで(2か月間)	地方公共団体等が発注した跨線橋点検業務において、独占禁止法に違反したとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 (宍粟市指名停止基準 第5条第3項及び別表第2の2(3)適用)
5	(株)トーニチコンサルタント 神戸事務所	兵庫県神戸市中央区小野柄通3-1-11	令和8年1月7日から令和8年3月6日まで(2か月間)	地方公共団体等が発注した跨線橋点検業務において、独占禁止法に違反したとして、令和7年12月19日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 (宍粟市指名停止基準 第5条第3項及び別表第2の2(3)適用)
4	極東開発工業(株)	大阪府大阪市中央区淡路町二丁目5番11号	令和7年10月21日から令和7年12月20日まで(2か月間)	特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法に違反したとして、令和7年9月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 (宍粟市指名停止基準 第5条第3項及び別表第2の2(3)適用)
3	アークシステム(株)	東京都渋谷区幡ヶ谷3-39-12 渋谷ウエストビル1階	令和7年9月4日から令和7年12月3日まで(3か月間)	当該有資格者の代表者及び役員が脱税の容疑で逮捕されたため。 (指名停止基準 別表第2の7(3)適用)
2	(株)中央技術コンサルタント 兵庫営業所	兵庫県神戸市中央区野崎通7-3-14	令和7年7月29日から令和8年1月28日まで(6か月間)	気仙沼市が発注した設計業務において、当該有資格者の幹部職員が公契約関係競売等妨害容疑で逮捕されたため。 (指名停止基準 別表第2の3(3)適用)
1	新明和工業(株)流体事業部営業本部関西支店	大阪府大阪市淀川区宮原3丁目3番31号 上村ニッセイビル	令和7年4月5日から令和7年6月4日まで(2か月間)	機械式駐車装置設置工事において、独占禁止法に違反したとして、令和7年3月24日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。 (指名停止基準 第5条第3項及び別表第2の2(3)適用)